2026年10月30日掲載

三河情報局 法律相談室

教えて！大悟先生

第83回

「相続㉝」

被相続人の生活費

「被相続人の生活費に使った。」相続の相談を受けているときに、この言葉を何度聞いたことでしょうか。

Q 先月、90代の母が亡くなりました。父は10年以上前に他界しており、相続人は姉と私の2人です。遺産は自宅の土地建物と少額の預貯金です。母は認知症もなく、亡くなる直前まで自宅で一人暮らしをしていました。父の死後、近所に住む姉が母の預貯金を管理していましたが、通帳を確認すると、毎月30万円ものお金が引き出されていました。姉は「母の生活費に使った」と説明していますが、高齢の母の生活に毎月30万円も必要だったとは思えません。姉が使ったお金を取り戻すには、どうすればよいでしょうか。（60代女性）。

A 被相続人が亡くなった後に、預貯金が引き出されていることが問題になることは少なくありません。何に使われてしまったのかが明らかでない使途不明金については、管理していた相続人から被相続人の生活費に使ったとの主張が出されることも少なくありません。

この点、令和7年総務省家計調査によりますと、65歳以上の単身無職世帯の平均支出は16万1435円とされていることから、月額16万円程度が平均的な生活費と算出されます。しかしながら、生活レベルは人それぞれですから、この平均的な金額を超えた出金分は、直ちに預貯金を管理していた相続人が自己のために費消してしまったとも断言できません。また、病院や買い物に連れて行ってくれる御礼として被相続人がお金を渡した、ないしは、ある程度お金を使うことを黙認していた可能性も否定できません。使途不明金を不当利得として返還を求める訴訟は、この世にいない人の生活費を推定しなければならないという難しさがあります。

さらに、仮に勝訴判決を得たとしても、引き出していた相続人が費消してしまっていた場合には、回収は極めて困難です。使ってしまったお金の返還に拘りたくなるお気持ちはとても良く分かります。それでも、現在残っている遺産の分割協議の中で、「使途不明金についても事実上勘案する」ことで、姉妹間の公平な相続を図る方が現実的ですし、あなたにとって有益といえます。